

## 4. 教育のための連邦税制優遇制度

高等教育における学生支援として、アメリカでは税制優遇制度が次第に大きな役割を占めてきている。以下では、その概要を説明する。

### 1. 税制優遇制度導入の流れ

過去 10 年の高等教育における学生援助政策を振り返ると、奨学金やローンといった直接的な補助金給付による支援だけでなく、税制優遇制度を通じた支援も重要な役割を果たすようになってきている。90 年代に大学授業料がインフレを大きく上回るペースで上昇し続けたことから、中間所得層が大学進学を断念することを懸念して、クリントン政権が高等教育の税制優遇制度を提案し、導入に至った。そのため、現行の主な税制優遇制度の導入年は、大半が 1997 年以降に集中している（表 6）。

政策の変化は金額面でも確認できる。1997-98 年から 2007-08 年までの連邦政府の学生援助額は、522 億ドルから 960 億ドルへと 338 億ドル (+84%) 増加した<sup>8</sup>。このうち、税制優遇制度は 0 億ドルから 70 億ドルへと 70 億ドル増加した。一方、連邦奨学金は 90 億ドルから 158 億ドルへと 68 億ドル (+75%) 増加、連邦ローンは 393 億ドルから 668 億ドルへと 275 億ドル (+70%) 増加している。

表 6 主な連邦教育税制優遇制度と根拠法

種類	税制優遇制度	根拠となる法律
税額控除	ホープ税額控除	Taxpayer Relief Act of 1997
	生涯学習税額控除	Taxpayer Relief Act of 1997
所得控除	学生ローン利子の所得控除	Taxpayer Relief Act of 1997
	授業料・手数料の所得控除	Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001
貯蓄奨励	カバーデル教育貯蓄口座	Taxpayer Relief Act of 1997
	個人退職勘定の早期引出しに対する追加税の免除	Taxpayer Relief Act of 1997
	529プラン	Small Business Job Protection Act of 1996
	教育貯蓄債券プログラム	Technical and Miscellaneous Revenue Act of 1988

出典：Maag, Elaine, and Katie Fitzpatrick (2004)

### 2. 制度の種類

直近の内国歳入庁資料によると、教育のための連邦税制優遇制度は下記の 12 種類ある<sup>9</sup>。これらは、税制上の特徴や、対象となる時間軸、政府支出規模、所得や教育費の種類等によっても異なることから、制度は複雑なものになっている。

- ・ 奨学金と授業料割引 (Scholarships, Fellowships, Grants, and Tuition Reductions)

<sup>8</sup> 数字は 2007 年価格、税制優遇制度についてはホープ税額控除、生涯学習税額控除、授業料・手数料の所得控除を対象とする数字である。出所は The College Board (2008) である。

<sup>9</sup> Internal Revenue Service (2009)

- ・ ホープ税額控除 (Hope Credit)
- ・ 生涯学習税額控除 (Lifetime Learning Credit)
- ・ 学生ローン利子の所得控除 (Student Loan Interest Deduction)
- ・ 学生ローン返還免除と返還補助 (Student Loan Cancellations and Repayment Assistance)
- ・ 授業料・手数料の所得控除 (Tuition and Fees Deduction)
- ・ カバーデル教育貯蓄口座 (Coverdell Education Savings Account)
- ・ 529 プラン (Qualified Tuition Program)
- ・ 個人退職勘定の早期引出しに対する追加税の免除 (Education Exception to Additional Tax on Early IRA Distributions)
- ・ 教育貯蓄債券プログラム (Education Saving Bond Program)
- ・ 雇用主提供の教育支援 (Employer-provided Educational Assistance)
- ・ 職業関連教育費の業務控除 (Business Deduction for Work-Related Education)

連邦税制優遇制度を税制上の特徴に基づいて大別すると、①税額控除 (Credits) , ②所得控除 (Deductions) , ③貯蓄奨励 (Savings) の 3 種類となる。①の税額控除とは、所得税額を直接減らすことで、支払税額を減らすことができる制度であり、税額を引き下げる効果が最も高い。これに対して②の所得控除は、課税対象所得額を減らすことで、税区分に応じた適用税率を引き下げることができる制度である。そして③の貯蓄制度とは、積み立てた資金を非課税で運用することができる制度である。

また、連邦税制優遇制度を対象となる時期軸に基づいて大別すると、①教育資金を「先に貯める」ための制度、②教育費を「今支払う」ための制度、③過去の教育費を「後で支払う」ための制度の 3 種類となる<sup>10</sup>。それぞれに該当する主な制度としては、①はカバーデル教育貯蓄口座、529 プラン、教育貯蓄債券プログラム、②はホープ税額控除、生涯学習税額控除、授業料・手数料の所得控除、③は学生ローン利子の所得控除が該当する。

さらに、連邦税制優遇制度を政府支出額に基づいて比べると、最も金額が大きいものがホープ税額控除と生涯学習税額控除である (表 7)。また今後 5 年については、これらに加えて 529 プランが特に増えるとの見通しが示されている<sup>11</sup>。税制優遇制度を活用するにあたり連邦政府は、「今支払う」ための制度だけでなく、「先に貯める」制度を活用することで、より広く家計の自助努力を促すことを目指していると思われる。

これら連邦税制優遇制度のうち、全ての人が利用できる制度は実は少なく、多くは修正調整総所得 (Modified Adjusted Gross Income: MAGI) や調整総所得 (Adjusted Gross Income:

<sup>10</sup> 宮本 (2009) では、米国に比べて日本の税制優遇制度は、①の教育資金を「先に貯める」ための制度が欠けていることを指摘している。

<sup>11</sup> 出所は Office of Management and Budget (2009)。

AGI) に応じて制限が設けられている<sup>12</sup>。また、税制優遇を受けられる教育費用についても、適格教育費として認められるものだけが対象となる。適格教育費の範囲も制度により異なるのだが、主に適格教育機関<sup>13</sup>への入学・授業出席に必要となる授業料と特定の関連費用が対象となることが多い。なお一般に、同じ教育費用に対して税制優遇を二重に受けることは認められていない。

表 7 主な連邦教育税制優遇制度への政府支出

税制優遇制度	(年度、10億ドル)		
	2008	2009	2010-14
ホープ税額控除	3.7	3.8	24.6
生涯学習税額控除	2.5	2.5	15.7
カバーデル教育貯蓄口座	0.0	0.0	0.4
学生ローン利子の所得控除	1.3	1.3	5.4
授業料・手数料の所得控除	1.6	1.7	1.4
529プラン	1.0	1.3	9.3
教育貯蓄債券	0.2	0.5	2.8

注：授業料・手数料の所得控除については、2008 年末以降に支払われた費用は控除が認められていないため、2010-12 年の数字は小さくなっている。

出典：Office of Management and Budget (2009)

### 3. 主な税制優遇制度の内容

表 8 主な連邦教育税制優遇制度の比較

税制優遇制度	メリット	メリットの年間限度額	利用者の所得制限	対象となる教育段階	授業料と入学金以外に対象となる教育費用	その他の要件
奨学金と授業料割引 (Scholarships, Fellowships, Grants, and Tuition Reductions)	給付額を非課税にできる	なし	なし	大学・大学院など高等教育機関 初等・中等教育機関	書籍代、文房具代、備品代等コース関連の費用	学位取得プログラム、職業訓練プログラムに在籍していなければならない。 授業料と必要経費の支払いは、条項で認められたものでなければならない。
ホープ税額控除 (Hope Credit)	所得税額から税額控除することができる	学生一人当たり最大1,800ドルの税額控除 (中西部被災地域の学生は最大3,600ドル)	●単身者の場合 MAGIが5.8万ドル未満 (4.8万ドル超は段階的に減額) ●夫婦合算申告の場合 MAGIが11.6万ドル未満 (9.6万ドル超は段階的に減額)	中等教育終了後に入学する大学など高等教育機関の1、2年生	なし (中西部被災地域の学生は別規定)	2年間のみ申請できる。 学位取得プログラムのハーフタイム以上の学生でなければならない。 業物による重罪歴がない。
生涯学習税額控除 (Lifetime Learning Credit)	所得税額から税額控除することができる	納税者一人当たり最大2,000ドルの税額控除 (中西部被災地域の学生は最大4,000ドル)	●単身者の場合 MAGIが7万ドル未満 (5.5万ドル超は段階的に減額) ●夫婦合算申告の場合 MAGIが14.5万ドル未満 (11.5万ドル超は段階的に減額)	大学・大学院など高等教育機関	なし (中西部被災地域の学生は別規定)	なし
学生ローン利子の所得控除 (Student Loan Interest Deduction)	支払利子を所得控除できる	最大2,500ドルの所得控除	●単身者の場合 MAGIが7万ドル未満 (5.5万ドル超は段階的に減額) ●夫婦合算申告の場合 MAGIが14.5万ドル未満 (11.5万ドル超は段階的に減額)	大学・大学院など高等教育機関	書籍代、文房具代、備品代、生活費、交通費 その他必要となる費用	学位取得プログラムのハーフタイム以上の学生でなければならない。
授業料・手数料の所得控除 (Tuition and Fees Deduction)	授業料・手数料支出を所得控除できる	最大4,000ドルの所得控除	●単身者の場合 MAGIが8万ドル以下 (6.5万ドル超は2,000ドルに減額) ●夫婦合算申告の場合 MAGIが16万ドル以下 (13万ドル超は2,000ドルに減額)	大学・大学院など高等教育機関	なし (中西部被災地域の学生は別規定)	同年、一人の学生に対してホープ税額控除または生涯学習税額控除と授業料・手数料の所得控除を両方申請することはできない。

<sup>12</sup> ほとんどの納税者にとって両者は等しい。

<sup>13</sup> 適格教育機関とは、米国教育省が運営する学生支援プログラムに参加する資格がある、大学、職業訓練学校、その他の高等教育機関であり、事実上全ての認可教育機関が含まれる。

税制優遇制度	メリット	メリットの 年間限度額	利用者の所得制限	対象となる教育段階	授業料と入学金以外に 対象となる教育費用	その他の要件
カバーデル教育貯蓄 口座 <sup>(8)</sup> (Coverdell ESA)	運用益が非課税	受益者一人当 たり2,000ドルまで の拠出	●単身者の場合 MAGIが11万ドル未満 (9.5万ドル超は段階的に 減額) ●夫婦合算申告の場合 MAGIが22万ドル未満 (19万ドル超は段階的に 減額)	大学・大学院など高等教 育機関 初等・中等教育機関	書籍代、文房具代、備品 代 障害のある人の為の サービス費用 529プランへの拠出  高等教育: 生活費(ハーフタイム以 上の学生の場合)  初等・中等教育: 個別指導 生活費 制服代 交通費 コンピューター関連費用 補助的な費用	受益者が30歳になつたど き口座に残っている資産 は引出されなければなら ない(受益者が障害のある 人の場合は除く)。
529プラン <sup>(9)</sup> (Qualified Tuition Program(QTPP))	運用益が非課税	なし	なし	大学・大学院など高等教 育機関	書籍代、文房具代、備品 代  生活費(ハーフタイム以 上の学生の場合)  障害のある人の為の サービス費用	なし
個人退職勘定の早期引出しに 対する追加税の免除 <sup>(8)</sup> (Education Exception to Additional Tax on Early IRA Distributions)	IRAからの満期 前引出しに対し て、10%の追加 税が課されない	調整適格教育費 (適格教育費か ら、非課税教育 支援の額を差し 引いたもの)の 額まで	なし	大学・大学院など高等教 育機関	書籍代、文房具代、備品 代  生活費(ハーフタイム以 上の学生の場合)  障害のある人の為の サービス費用	なし
教育貯蓄債券プログラム <sup>(8)</sup> (Education Saving Bond Program)	債券の受取利息 が非課税	調整適格教育費 の額まで	●単身者の場合 MAGIが8万2,100ドル未 満 (6万7,100ドル超は段階 的に減額) ●夫婦合算申告/適格 寡婦(寡夫)の場合 MAGIが13万650ドル 未満 (10万650ドル超は段階 的に減額)	大学・大学院など高等教 育機関	カバーデル教育貯蓄口 座への拠出 529プランへの拠出	1989年以降に発行され たシリーズEE債券、もし くはシリーズI債券のみ適 用される。
雇用主提供の教育支援 <sup>(8)</sup> (Employer-provided Educational Assistance)	雇用主から提供 される教育支援 給付が非課税	5,250ドル	なし	大学・大学院など高等教 育機関	書籍代、文房具代、備品 代	なし
職業関連教育費の業務控除 (Business Deduction for Work- Related Education)	適格な職業関連 教育費を業務上 の経費として控 除できる	適格な職業関連 教育費	AGIが15万9,950ドル超 (夫婦個別申告の場合 は7万9,950ドル超)であ ると、項目別控除に関 して制限を受ける可能性 がある	現在の業務、給与、地位 を維持するために、雇用 主または法律によって必 要とされる教育 現在の職業で必要となる 技能の維持・向上のため の教育	交通費 旅費 その他必要費用	現在の業務・職業で要求 される必要最低限レベル の教育は対象とならな い。 新しい業務・職業のため の資格を与える教育は 対象とならない。

注：1. ※は非課税となる引出額は適格教育費を超えない額に限定されていることを示す。

2. AGIとは調整総所得，MAGIとは修正調整総所得である。

出典：Internal Revenue Service (2009)

表8は税制優遇制度について、メリットの内容や金額、利用条件などを比較したものである。主な制度の詳細については下記の通りである。なお、米国では通常、一般個人の納税者は暦年課税年度を用いており、個人所得税の申告書は翌年4月15日までに内国歳入庁へ提出する。

## (1) ホープ税額控除 (Hope Credit)

### (i) 概要

適格教育機関に在籍する適格学生一人当たりを支払った高等教育の適格教育費に対して、最大1,800ドルまで税額控除される制度である。還付方式ではないため、税額控除額が支払税額よりも多い場合でも超過分は還付されない。

### (ii) 対象

①高等教育の適格教育費を支払うこと、②適格学生のために教育費を支払うこと、③適格学生は本人、配偶者、納税申告で扶養控除を申告する扶養家族のいずれかであること、の3点を満たす納税者。

### (iii) 税制優遇の計算

適格学生のために支払った適格教育費のうち、最初の1,200ドルの100%と、次の1,200ドルの50%との合計額を税額控除できる。そのため税額控除額は、適格学生一人当たり最高1,800

ドルである。ただし、MAGI が 4.8 万ドル超 5.8 万ドル未満<sup>14</sup>であれば、控除額は段階的に減額される。MAGI が 5.8 万ドル以上<sup>15</sup>であれば、ホープ税額控除は認められない。

(iv) 今後

2009 年 2 月に成立したアメリカ回復再投資法 (American Recovery and Reinvestment Act of 2009) により、ホープ税額控除が拡充され、米国機会税額控除 (American Opportunity Credit) が創設された<sup>16</sup>。その結果、2010 年から従来の 2 年間から高等教育の最初の 4 年間に利用できるようになり、適格教育費の対象には履修に必要な教材費も含まれることとなった。また税額控除額については、適格教育費のうち最初の 2,000 ドルの 100%と、次の 2,000 ドルの 25%との合計額を税額控除できるため、税額控除額は適格学生一人当たり最高 2,500 ドルに引き上げられた。また、利用者の所得制限も緩和され、MAGI が 8 万ドル超 9 万ドル未満<sup>17</sup>であれば控除額は段階的に減額され、MAGI が 9 万ドル以上<sup>18</sup>であれば税額控除は認められない。また、税額控除のうち 40%が還付方式となる。

(2) 生涯学習税額控除 (Lifetime Learning Credit)

(i) 概要

適格教育機関に在籍する適格学生の適格教育費に対して、納税者一人当たり最大 2,000 ドルまで税額控除される制度である。還付方式ではないため、税額控除額が支払税額よりも多い場合でも超過分は還付されない。

(ii) 対象

①高等教育の適格教育費を支払うこと、②適格学生のために教育費を支払うこと、③適格学生は本人、配偶者、納税申告で扶養控除を申告する扶養家族のいずれかであること、の 3 点を満たす納税者。

(iii) 税制優遇の計算

納税者が適格学生のために支払った適格教育費のうち、最初の 10,000 ドルの 20%を税額控除できる。税額控除額は最高 2,000 ドルである。ただし、MAGI が 4.8 万ドル超 5.8 万ドル未満<sup>19</sup>であれば、税額控除額は段階的に減額される。もし MAGI が 5.8 万ドル以上<sup>20</sup>であると生涯学習税額控除は認められない。

---

<sup>14</sup> 夫婦合算申告の場合は 9.6 万ドル超 11.6 万ドル未満。

<sup>15</sup> 夫婦合算申告の場合は 11.6 万ドル以上。

<sup>16</sup> 執筆時点ではこれは時限措置で、2009 年と 2010 年の課税年度に限られているが、オバマ政権は恒久化を目指している。

<sup>17</sup> 夫婦合算申告の場合は 16 万ドル超 18 万ドル未満。

<sup>18</sup> 夫婦合算申告の場合は 18 万ドル以上。

<sup>19</sup> 夫婦合算申告の場合は 9.6 万ドル超 11.6 万ドル未満。

<sup>20</sup> 夫婦合算申告の場合は 11.6 万ドル以上。

表 9 税額控除制度の比較

ホープ税額控除	生涯学習税額控除
適格学生一人当たり最大1,800ドルの税額控除	納税者一人当たり最大2,000ドルの税額控除
高等教育の最初の2年が完了するまでに限り可能	高等教育の全学年と、職業技能を獲得・向上するためのコース
適格学生一人当たり2年間に限り可能	年数制限はなし
学生は学位取得課程もしくは他の認定教育資格取得課程に在籍しなければならない	学生は学位取得課程もしくはその他の認定教育資格取得課程に在籍する必要はない
学生は、その年に始まる少なくとも一学期間にホープタイム以上で登録しなければならない	一つ以上のコースで可能
学生の記録に薬物有罪歴がないこと	薬物有罪歴ルールは適用されない

出典：Internal Revenue Service (2009)

### (3) 学生ローン利子の所得控除 (Student Loan Interest Deduction)

#### (i) 概要

適格な学生ローンの支払利子について、最高 2,500 ドルを課税対象所得から控除できる制度である。

#### (ii) 対象

納税者自身や、その配偶者、扶養家族のために、借入の一定期間内に、適格な学生の適格教育費の支払いに充てることを目的とするローンに対して利子を支払った納税者。

#### (iii) 税制優遇の計算

学生ローンの支払利子の控除額は、2,500 ドルもしくは年間支払金利のいずれか少ない方の額となる。ただし、申告者の立場（既婚等）や MAGI によって、控除額が減少しうる。MAGI が 5.5 万ドル超 7 万ドル未満<sup>21</sup>であれば、控除額は段階的に減額される。MAGI が 7 万ドル<sup>22</sup>以上であると、学生ローンの支払利子について控除は認められない。

### (4) 授業料・手数料の所得控除 (Tuition and Fees Deduction)

#### (i) 概要

適格教育機関に在籍する適格学生のために支払った適格教育費用を、課税対象所得額から最大 4,000 ドルまで控除できるという制度である。

#### (ii) 対象

納税者自身、配偶者、扶養家族が適格教育機関の適格学生である納税者。

#### (iii) 税制優遇の計算

<sup>21</sup> 夫婦合算申告の場合は 11.5 万ドル超 14.5 万ドル未満。

<sup>22</sup> 夫婦合算申告では 14.5 万ドル。

MAGI が 6.5 万ドル以下<sup>23</sup>であれば、最高の所得控除額は 4,000 ドルとなる。MAGI が 6.5 万ドル超 8 万ドル以下<sup>24</sup>であれば、最高の所得控除額は 2,000 ドルとなる。MAGI が 8 万ドル<sup>25</sup>を超えると、授業料・手数料の所得控除は認められない。

#### (5) カバーデル教育貯蓄口座 (Coverdell Education Savings Account)

##### (i) 概要

指定受益者の適格教育費を、非課税で積み立てることができる制度である。積み立てた資金は引き出されるまで非課税で増え、年間引出額が指定受益者の適格教育費を超えなければ、受益者は引出額に対して課税されない。

##### (ii) 対象

受益者は 18 歳未満、もしくは障害のある人である。また拠出者は、MAGI が 11 万ドル未満<sup>26</sup>の人であり、会社や財団のような組織も拠出できる。なお、カバーデル教育貯蓄口座の場合、適格教育費には、適格高等教育機関だけでなく、適格初等・中等教育機関へ入学・授業出席する際の必要費用も含まれる。

##### (iii) 拠出と引出

拠出については、①現金、②受益者が 18 歳になった後は拠出できない<sup>27</sup>、③拠出者の納税申告期限までに拠出しなくてはならない、の 3 つの要件を満たす必要がある。また、拠出には 2 種類の年間制限がある。第一に、一人の受益者に対する拠出額の上限は 2,000 ドルであり、複数の拠出者から拠出される場合も同額である。第二に、一人の拠出者の拠出額の上限は受益者一人当たり 2,000 ドルであり、一人の受益者が幾つかの口座を設けている場合も同額である。ただし、MAGI が 9.5 万ドル超 11 万ドル未満<sup>28</sup>であれば、年間拠出限度額は段階的に減少する。超過拠出の場合は、超過分に対して別途 6%課税されることになる。

なお、カバーデル教育貯蓄口座については、資産を同じ受益者の別の口座へ移し替えたり、受益者を受益者の家族 (30 歳未満または障害のある人) へ変更することができる。拠出額に対して所得控除は受けられない。

引出については、カバーデル教育貯蓄口座の指定受益者はいつでも資金を引き出すことができる。年間の引出額が、受益者の調整適格教育費を上回る場合には、引出額の運用益に課税され、10%の追加課税も支払う必要がある。一方、投資損失がある場合は、その損失を所得の雑控除として申告できるが、控除の対象は AGI の 2%を超える部分だけである。

<sup>23</sup> 夫婦合算申告の場合は 13 万ドル以下。

<sup>24</sup> 夫婦合算申告の場合は 13 万ドル超 16 万ドル以下。

<sup>25</sup> 夫婦合算申告の場合は 16 万ドル。

<sup>26</sup> 夫婦合算申告の場合は 22 万ドル未満。

<sup>27</sup> 受益者が障害のある人の場合を除く。

<sup>28</sup> 夫婦合算申告の場合は、19 万ドル超 22 万ドル未満。

カバーデル教育貯蓄口座の資産は、指定受益者が 30 歳になった時<sup>29</sup>もしくは死亡した時には引き出さねばならず、口座に非課税で積み立てられた運用益は、課税対象所得に加えなければならない。

#### (iv) 税制優遇の計算

課税部分の計算は下記の通りである。

1. 引出額合計に係数をかける。分子は前年末時点の拠出額（これまでに引き出していない拠出額）＋当年拠出額である。分母は、当年末時点の口座残高＋当年引出額である。
2. 2008 年の引出額から 1 で計算された額を差し引くことで、引出額に含まれる運用益の額を求める。
3. 2 で計算した運用益の額に係数をかける。分子は当年支払った調整適格教育費、分母は当年の引出額である。
4. 2 で計算した額から 3 で計算した額を差し引き、受益者が所得に加える額を求める。

#### (6) 529 プラン（適格授業料プログラム、Qualified Tuition Program）

内国歳入法 529 条に基づくため 529 プランと呼ばれる制度である。指定受益者の適格教育費を支払うために設立された口座で、資金を前払いもしくは積み立てる上で運用益が非課税となる制度である。プログラムは州政府や適格教育機関等によって設置・運営されており、州税についても税制優遇が認められている。

##### (i) 対象

所得に応じた制限はない。

##### (ii) 拠出と引出

拠出については、受益者の適格教育費が拠出額の上限であり、具体的な額はプログラムを運営する州ごとに異なる<sup>30</sup>。年間の非課税拠出額は、贈与税非課税枠である 1.3 万ドル<sup>31</sup>である。適格教育費には、適格教育機関への入学・授業出席に必要な授業料、諸経費、本代等だけでなく、ハーフタイム以上の学生の妥当な寮費も含まれる。

引出については、年間引出額が受益者の調整適格教育費上回る場合は、引出額の運用益に課税され、10%の追加課税も支払う必要がある。一方、投資損失がある場合は、その損失を課税対象所得から控除できるが、控除の対象は AGI の 2%を超える部分だけである。

529 プランの資産は、同じ受益者の口座間で移転することや、口座の指定受益者を変更することもできる。指定受益者を変更する場合、受益者の家族（配偶者および親族）の口座への移し替えは非課税である。

##### (iii) 二種類のプラン

<sup>29</sup> ただし障害のある人は適用されない。

<sup>30</sup> 金融取引業規制機構（FINRA）によると、貯蓄プランの場合、受益者一人当たり 20 万ドル超まで認められていることが多い（FINRA（2009））。

<sup>31</sup> 5 年分をまとめて一度に 6.5 万ドルを拠出することも認められている。

529 プランには、「授業料前払型」と「大学教育資金貯蓄型」の二種類がある<sup>32</sup>。「授業料前払型」は、プランの対象の大学の現在の水準の大学授業料相当を拠出しておけば、その後授業料が上昇しても将来の授業料が納付済みであることを保証するものである。このため、仮にプランの対象でない大学に進学した場合でも、相当額を受け取ることができる。一方、「大学教育資金貯蓄型」とは、年間一定額まで個人口座に積立て、金融機関の提供する運用商品の中から投資先を選択し運用する制度である。現在は「大学教育資金貯蓄型」が全体の資産額の約9割を占めるに至っている<sup>33</sup>。

(iv) 税制優遇の計算

課税部分の計算は下記の通りである。

1. 引出額に含まれる運用益の合計に係数を掛ける。係数の分子は、当年に支払った調整適格教育費、分母は当年の引出額である。
2. 引出額に含まれる運用益から1で計算した額を差し引き、受益者が所得に加える額を求める。

(7) 教育貯蓄債券プログラム (Education Savings Bond Program)

(i) 概要

教育貯蓄債券プログラムを通じて発行された適格な連邦貯蓄債券の受取利息は、償還時に非課税となる制度である。

(ii) 対象

①納税者本人、その配偶者、控除を申請する扶養家族の、適格教育費の支払いに充てること、②MAGI が 8 万 2,100 ドル<sup>34</sup>未満であること、③個別申告を行う既婚者ではないこと、を満たす納税者。

適格教育費には、納税者本人・配偶者・扶養家族のために支払われる費用（適格な教育機関に入学・通学するために必要な授業料と手数料、適格授業料プログラムへの拠出、カバーデル教育貯蓄口座への拠出）が含まれる。

また、適格な連邦貯蓄債券とは、1989年以降に発行されたシリーズ EE 債券、もしくはシリーズ I 債券である。債券は、納税者本人もしくは納税者とその配偶者の名義でなければならない。また所有者は、債券の発行日までに 24 歳以上の年齢に達していなければならない。

(iii) 税制優遇の計算

債券の償還額が当年の調整適格教育費を超えなければ、債券の受取利息は全額非課税となり、所得から除くことができる。調整適格教育費を超えると課税されるが、非課税額は債券の受取利息に「当年支払った調整適格教育費／償還額」を乗じて求められる。

(8) 職業関連教育費の業務控除 (Business Deduction for Work-Related Education)

(i) 概要

<sup>32</sup> 内容については宮本 (2008) を参照。

<sup>33</sup> 出所は The College Board (2008)。

<sup>34</sup> 夫婦合算申告の場合はもしくは適格な未亡人の場合は、13 万 650 ドル。

職業関連教育費について、業務上の経費として控除することで課税所得額を減らすことができる制度である。

(ii) 対象

就労者で、適格職業関連教育の条件を満たす経費が発生した納税者。適格職業関連教育とは、  
①現在の給与、地位、仕事を維持するために雇用者もしくは法律によって義務付けられる教育、  
②現行の職業に必要とされる専門技能を維持、改善するための教育、のどちらかを満たすものである<sup>35</sup>。

対象となる費用は、①授業料、教科書代、備品代等、②一定の交通費と旅費、③学科の一部として論文を執筆する場合の調査・タイプ費用等その他教育費、である。

(iii) 税制優遇の計算

従業員と自営業者とでは、控除手続きが異なる。従業員の場合は、雇用者に職業関連教育費の払い戻しを申告していれば、納税時に職業関連教育費の控除を申告して課税所得額を減らすことができる。控除額は、AGIの2%を超える額である<sup>36</sup>。一方、自営業者の場合は、適格職業関連教育費を自営業者所得から控除することで、所得税と自営業者税両方の課税対象額を減らすことができる。

---

<sup>35</sup> 但し、現在の職業・事業に必要とされる教育の最低基準を満たす為の教育や、新しい職業・事業の資格取得につながる教育プログラムの一環である場合には、適格職業関連教育とは見なされない。

<sup>36</sup> AGIが15万9,950ドル（別々に申告を行う既婚者の場合は、7万9,975ドル）を超える場合は、控除が制限される可能性がある。